

岩手県建設雇用改善優良事業所表彰実施要綱（昭和53年岩手県告示第1550号）の一部を次のように改正する。

平成21年9月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>(表彰対象)</p> <p>第2 表彰は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する雇用管理責任者を選任し、配置するとともに、その資質の向上のための具体的努力を行い、建設労働者（<u>法第2条第2項</u>に規定する建設労働者をいう。以下同じ。）の雇用の改善について、次の各号のいずれにも該当する努力と成果が顕著にみられる中小建設事業所（資本の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者が300人以下の建設事業を行う事業所をいう。）について行う。</p> <p>(1) 建設労働者の雇用の改善に関すること。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条の規定に基づく協定の締結及び届出、<u>同法第89条第1項</u>の規定による就業規則の作成及び届出並びに<u>同法第107条</u>に規定する労働者名簿、同法第108条に規定する賃金台帳等の備付け及び整備が適正に行われていること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(表彰対象)</p> <p>第2 表彰は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する雇用管理責任者を選任し、配置するとともに、その資質の向上のための具体的努力を行い、建設労働者（<u>法第2条第4項</u>に規定する建設労働者をいう。以下同じ。）の雇用の改善について、次の各号のいずれにも該当する努力と成果が顕著にみられる中小建設事業所（資本の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者が300人以下の建設事業を行う事業所をいう。）について行う。</p> <p>(1) 建設労働者の雇用の改善に関すること。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条の規定に基づく協定の締結及び届出、<u>同法第89条</u>の規定による就業規則の作成及び届出並びに<u>同法第107条第1項</u>に規定する労働者名簿、同法第108条に規定する賃金台帳等の備付け及び整備が適正に行われていること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	